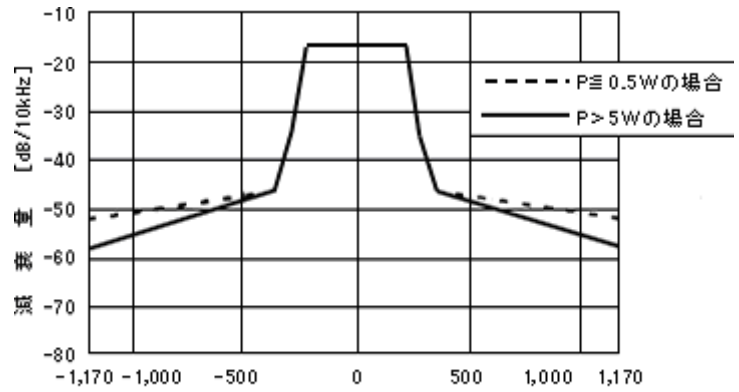


別図第四号の八の五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第37条の27の8第1項及び第37条の27の11の3第1号関係)

(1) 1セグメント形式

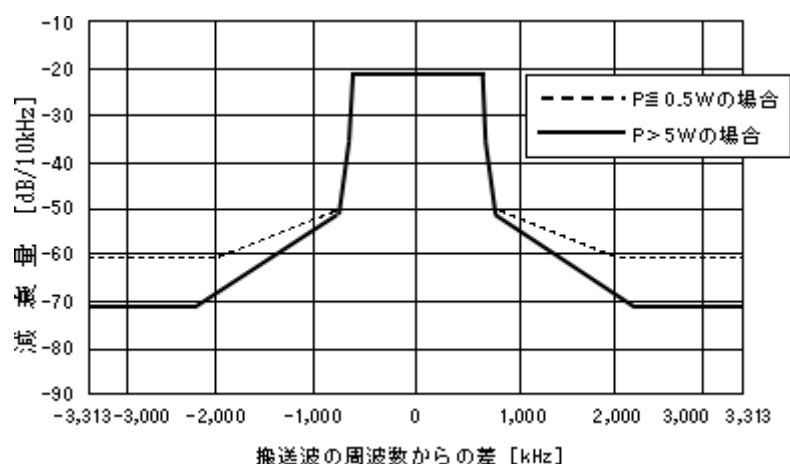


搬送波の周波数からの差 [kHz]		
搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
±220kHz	−16.3dB／10kHz	上限
±290kHz	−36.3dB／10kHz	上限
±360kHz	−46.3dB／10kHz	上限
±1,170kHz	−57.6dB／10kHz*	上限

＊ 空中線電力が0.5Wを超え5W以下の無線設備にあつては $-(53.6+5.6\log P)$ dB／10kHz、空中線電力が0.5W以下の無線設備にあつては−52.0dB／kHzとする。

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量−16.3dB／10kHzを上限とすることができる。

(2) 3セグメント形式



搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
±650kHz	−21.0dB/10kHz	上限
±720kHz	−41.0dB/10kHz	上限
±790kHz	−51.0dB/10kHz	上限
±2,220kHz	−71.0dB/10kHz*	上限

* 空中線電力が0.5Wを超え5W以下の無線設備にあつては $-(45.1 + 10\log P)$ dB/10kHz、
空中線電力が0.5W以下の無線設備にあつては−61.0dB/10kHzとする。

注 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャネル間については、上表にかかわらず、
平均電力Pからの減衰量−21.0dB/10kHzを上限とすることができる。

(3) (1)と(2)が混在する場合

搬送波の周波数からの差	平均電力Pからの減衰量	規定の種類
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126)$ MHz	$-10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n)$ dB/10kHz	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 1 / 14)$ MHz	$-(20 + 10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n))$ dB/10kHz	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 2 / 14)$ MHz	$-(30 + 10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n))$ dB/10kHz	上限
$\pm (3 \times n / 14 + 0.25 / 126 + 22 / 14)$ MHz	$-(50 + 10 \times \log (10 / 6000 / 14 \times n))$ dB/10kHz*	上限

* 空中線電力が0.5Wを超え5W以下の無線設備にあつては $-(10\log (6000 / 14 \times n / 10) + 43 + 10\log P)$ dB/10kHz、空中線電力が0.5W以下の無線設備にあつては $-(40 +$

$10\log(10/6000/14 \times n)) \text{ dB}/10\text{kHz}$ とする。

- 注1 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については、上表にかかわらず、平均電力Pからの減衰量 $-10 \times \log(10/6000/14 \times n) \text{ dB}/10\text{kHz}$ を上限とすることができる。
- 2 搬送波の変調波スペクトルの許容値の規定範囲は、搬送波の周波数を中心として $\pm (2.5 \times (6/14 \times n + 38.48/1000)) \text{ MHz}$ とする。
- 3 搬送波の周波数からの差は、その絶対値に対し小数第3位の数字を切り上げたものとする。
- 4 nは、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。